



平成 25 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社シノケングループ
代 表 者 名 代表取締役社長 篠原 英明
(JASDAQ・コード 8909)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 霍 川 順 一
(TEL 092 - 477 - 0040)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 27 日開催予定の第 23 回定時株主総会に、定款の一部変更について承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 目的の変更（現行定款第 2 条）

平成24年11月に当社連結子会社となった株式会社リクロス及び平成24年12月に設立した当社連結子会社である株式会社シノケンウェルネスの事業目的を当社定款第 2 条（目的）に追加し、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 株式分割及び単元株制度採用に伴う変更（新設）

単元未満株式についての権利を合理的な範囲に限定するため、定款第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

なお、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）、第 7 条（単元株式数）につきましては、会社法第184条及び第191条の規定に基づき、平成24年11月21日開催の取締役会において、平成25年 1 月 1 日を効力発生日として、発行可能株式総数を300,000株から30,000,000株に変更し、単元株制度を採用して 1 単元を100株とする旨の定款変更決議をしております。

2. 定款変更の内容

次ページをご参照下さい。

3. 日程

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 25 年 3 月 27 日（水曜日） |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 25 年 3 月 27 日（水曜日） |

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">1号~27号 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">28号~35号 (条文省略)</p> <p>第3条~第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>第8条~第43条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">1号~27号 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>28. 介護関連事業の運営および経営管理</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>29. 介護関連事業に関する経営指導、コンサルティングおよび企画、立案</u></p> <p style="padding-left: 2em;">30号~37号 (現行どおり)</p> <p>第3条~第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条~第44条 (現行どおり)</p>

以 上